

【参考】特定粉じん排出等作業実施届出書の作成例と留意事項

法様式第3の4（記載例）

特定粉じん排出等作業実施届出書

①

年 月 日

山形市長

殿

②
届出者

山形県山形市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇建設株式会社

代表取締役 山形 太郎

電話番号 023-600-0000

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所 ③	〒000-0000 山形市〇〇町〇丁目〇番〇号 (届出対象特定工事の名称) △△ビル補修工事		
届出対象特定工事の元請業者 又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	〒000-0000 山形市△△町△丁目△番△号 △△建設株式会社 代表取締役 △△△△		
特定粉じん排出等作業の種類 ④	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業（次項又は5の項を除く） 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業（掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 〇〇 (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間 ⑤	自	〇〇年〇〇月〇〇日	※整理番号
	至	〇〇年〇〇月〇〇日	※受理年月日
特定建築材料の種類 ⑥	1 吹付け石綿	※審査結果	
	2 石綿を含有する断熱材		
3 石綿を含有する保温材			
4 石綿を含有する耐火被覆材			
特定建築材料の使用箇所 ⑦	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積 ⑧	〇〇. 〇 m ²		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要 ⑨	建築物(耐火) 準耐火・その他 延べ面積 〇〇 m ² (〇階建) その他工作物	※備考
	届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ⑩	〒000-0000 山形市〇〇町〇丁目〇番〇号 △△建設株式会社△工事事務所 所長 〇〇 〇〇 電話番号000-000-0000	
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 ⑪	〒000-0000 山形市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇解体有限会社 〇〇 〇〇 電話番号000-000-0000	

備考 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。

2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類と見なす。

3 ※印の欄には、記載しないこと。

4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業における措置		除去・ 囲い込み ・封じ込め・その他
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由		
集じん・排気装置 ⑫	機種・型式・設置数	機種：HEPA フィルタ付 集塵排気装置 型式：○○○社製 □□ 1台
	排気能力（m ³ /min）	定格能力：60m ³ /min 隔離作業場容積：300m ³ 換気回数計算： 60m ³ /min × 0.80（定格能力の8割計算） ×60min/h ÷ 300m ³ = 9.6（回/h） よって（1時間当たり換気回数 9.6 回）
	使用するフィルターの種類及びその集じん効率（%）	HEPA フィルター 粒径 0.3 μ m 粒子 99.97% 捕集
使用する資材及びその種類 ⑬		薬剤（湿潤材）：□社製 ～～ 薬剤（飛散防止剤）：◆社製 ～～ 養生シート：床用 0.15mm 厚 2重敷 壁用 0.10mm 厚 粘着テープ：▲社製 ～～ 真空掃除機：▽社製 ～～（HEPA フィルター付）
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法 ⑭		・大気汚染防止法施行規則別表第7の作業基準に従うとともに、詳細については別添する。

- 備考
- 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
 - 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤材・固化剤等の薬液、隔離用のシート・粘着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
 - 3 その他の特定粉じん排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
 - 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取り図を添付すること。見取り図は、主要寸法、隔離された作業場の容量（m³）並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

⑮添付書類 **⑯参考書類**

(留意事項)

①届出年月日

- ・ 特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前(※)までの届出となっていること。
- ・ 特定粉じん排出等作業の開始の日とは、除去等に係る一連の作業開始日であり、具体的には、除去に先立ち作業区画の隔離、集じん・排気装置の設置等の飛散防止のための作業を開始する日を指す。
※届出日及び作業開始日は算入しない。

②届出者

- ・ 発注者が届出者になっていること。
- ・ 届出者が法人の場合、代表者の委任状を添付することにより、当該作業を管轄する部門の長等が届出することができる。
- ・ 連絡先を明記すること。

③特定工事の場所

- ・ 作業が行われる建築物等の所在地及び工事名称を記載すること。

④特定粉じん排出等作業の種類

- ・ 対象番号を○で囲むこと。

⑤特定粉じん排出等作業の実施の期間

- ・ 届出日から作業開始の日まで14日以上(※)余裕があること。
※届出日及び作業開始日は算入しない。

⑥特定建築材料の種類

- ・ 対象番号を○で囲むこと。

⑦特定建築材料の使用箇所

- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物(工作物)の部分の見取図を添付すること。見取図には、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記載すること。

⑧特定建築材料の使用面積

- ・ 使用面積の合計の面積を記載すること。

⑨特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要

- ・ 該当する建築物の用途又は工作物を○で囲み、建築物にあつては延べ床面積と階数を記載すること。

⑩特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

- ・ 現場責任者の所属、住所、職名及び電話番号を記載すること。

⑪下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

- ・ 下請負人の所属、住所、職名及び電話番号を記載すること。

⑫集じん・排気装置

- ・機種、型式、設置台数及び当該機種の定格能力（ m^3/min 等）と隔離作業場の容積を記入し、定格能力 $\times 0.8_{※} \div$ 容積で1時間あたりの換気回数を計算すること。
※排気量は多くとも定格能力の8割がけで計算する。
- ・集じん排気装置にはHEPAフィルターを付け、その集じん効率を記載すること。

⑬使用する資材及びその種類

- ・使用する湿潤材・固化剤等の薬液、隔離用の養生シート・粘着テープ等について記載する。

⑭その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法

- ・大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載し、必要に応じて「別添」とすること。

⑮添付書類

- ・その他、法で定められた添付書類は以下。
 - 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要図（全体像を示す図面、主要寸法記入）、配置図及び付近の状況を記載した書類（住宅地図等を使用）。
 - 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要を記載した書類（マニュアル第4章建築物等の解体等における飛散防止対策の記載を参考に具体的に記入すること）。
 - 特定建築材料の使用箇所を示した図面（主要寸法を記載すること）。
 - 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図。当該見取り図には、主要寸法、隔離された作業場の容量（ m^3 ）並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記載すること。

⑯参考書類

- ・特定粉じん排出等作業の方法の詳細を確認するための参考書類は以下。
 - 事前調査結果
 - 薬剤使用量計算書（薬剤のカタログ等に記載されている標準使用量から計算すること）
 - 換気回数計算書（カタログ等の風量と作業場の容積から計算すること。）
 - 点検簿（差圧計、集塵排気装置、デジタル粉じん計など）
 - 石綿濃度測定計画書（測定時期、測定場所を示した図面など）
 - 使用機材、資材のカタログ
 - 組織図、緊急時連絡票、資格の写しなど